

熱海市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第14号

熱海市介護保険条例の一部を改正する条例

熱海市介護保険条例（平成12年熱海市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条の3の見出し中「指定地域密着型サービス」を「指定地域密着型サービス等」に改め、同条中「法第78条の4第1項」を「法第78条の2の2第1項第1号及び法第78条の4第1項」に、「同条第2項」を「法第78条の2の2第1項第2号及び法第78条の4第2項」に改める。

第5条の7の見出し中「指定地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス等」に改め、同条中「法第115条の14第1項」を「法第115条の12の2第1項第1号及び法第115条の14第1項」に、「同条第2項」を「法第115条の12の2第1項第2号及び法第115条の14第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。